

○由利本荘市財務規則《抜粋》

平成 17 年 3 月 22 日規則第 40 号

最終改正 平成 29 年 5 月 31 日規則第 23 号

目次

第 6 章 契約

第 1 節 一般競争入札(第 101 条—第 111 条)

第 2 節 指名競争入札(第 112 条—第 114 条)

第 3 節 随意契約及び競り売り(第 115 条—第 118 条)

第 4 節 契約の締結(第 119 条—第 128 条)

第 5 節 契約の履行(第 129 条—第 134 条)

第 6 節 監督及び検査(第 135 条—第 139 条)

第 6 章 契約

第 1 節 一般競争入札

(一般競争入札参加者の資格)

第 1 0 1 条 契約権者は、施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項各号の規定に該当する者を、同項に規定する期間、一般競争入札に参加させてはならない。

2 施行令第 1 6 7 条の 5 第 1 項の規定による一般競争入札に参加する者に必要な資格は、市長が必要の都度これを定める。

(資格の確認等)

第 1 0 2 条 契約権者は、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が施行令第 1 6 7 条の 4 第 1 項及び前条第 1 項の規定による制限を受ける者でないこと並びに同条第 2 項の規定による資格を有する者であることを競争入札参加願（様式第 6 4 号）により申し出させて確認をしなければならない。

2 契約権者は、前項の規定により資格の有無を確認したときは、当該入札参加者にその結果を通知しなければならない。

(入札の公告)

第 1 0 3 条 契約権者は、一般競争入札に付するときは、当該入札の前日から起算して 1 0 日（急施を要する場合にあっては 5 日）前までに、次に掲げる事項をインターネットホームページ等により公告しなければならない。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格
- (3) 入札執行の場所及び日時
- (4) 契約条項、その他入札に必要な書類を示す場所及び日時
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 入札無効に関する事項
- (7) 契約が議会の議決を要するものであるときの契約の成立時期
- (8) 前各号に掲げるもののほか、入札に関し必要な事項

2 5 0 0 0 万円以上の建設工事に係る一般競争入札の公告期間は、前項の規定にかか

ならず、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条第1項に規定する見積期間によらなければならない。

（入札保証金）

第104条 契約権者は、入札参加者をして、その者の見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を入札前に納めさせなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- （1） 入札参加者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- （2） 入札参加者が過去2年間に市、国（公団等を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- （3） 不用の決定をした物品の売払いに係る入札の場合又は前2号に掲げるもののほか、前号に準ずるものであって入札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

2 前項に規定する入札保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

- （1） 国債又は地方債
- （2） 特別の法律により法人の発行する債券及び市長が确实と認める社債券
- （3） 銀行又は市長が确实と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形
- （4） 銀行又は市長が确实と認める金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手
- （5） 銀行又は市長が确实と認める金融機関に対する定期預金債権
- （6） 銀行又は市長が确实と認める金融機関の保証

3 前項各号に掲げる担保の価値は、次の各号に掲げる担保について当該各号に定めるところによる。

- （1） 前項第1号に掲げる担保 額面金額
- （2） 前項第2号に掲げる担保 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の10分の8に相当する金額
- （3） 前項第3号に掲げる担保 手形金額（その手形の満期の日が未到来であるときは、提出した日の翌日から満期の日までの期間に応じ当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額）
- （4） 前項第4号に掲げる担保 小切手金額
- （5） 前項第5号に掲げる担保 定期預金債権証書に記載された債権金額
- （6） 前項第6号に掲げる担保 その保証する金額

（入札保証金の還付等）

第105条 入札保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、入札終了後、直ちに還付するものとする。ただし、落札者に対しては、契約を締結した後これを還

付し、又は契約保証金の納付に振り替えることができる。

(予定価格)

第106条 契約権者は、一般競争入札に付する事項について、その予定価格を定め、予定価格調書（様式第65号）を作成して封書にし、開札の際、これを開札場所に置かなければならない。

2 予定価格は、一般競争入札に付する事項の価額の総額について定めるものとする。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

3 予定価格は、契約の目的となる物件、工事又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(最低制限価格の決定)

第107条 契約権者は、工事又は製造の請負を一般競争入札に付する場合において、最低制限価格を設ける必要があるときは、予定価格の決定の例によりこれを定めなければならない。

2 前項の規定により最低制限価格を定めたときは、前条第1項の予定価格調書に当該最低制限価格を合わせて記載しなければならない。

3 最低制限価格を設ける場合には、第103条の規定による公告において、その旨を明らかにしなければならない。

(入札の方法)

第108条 契約権者は、入札参加者をして、入札執行の場所及び日時に入札書（様式第66号）を提出させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約権者は、入札参加者をして、指定する日時までに、入札に係る事務を処理するための電子情報処理組織を使用して作成し、かつ、同項の入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提出させることができる。この場合において、当該電磁的記録は、契約権者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに提出されたものとみなす。

3 入札書は、郵便により提出させることができる。この場合においては、入札書在中の旨を表記した封筒に封入の上、更にこれを封書にして書留の取扱いにより提出させなければならない。

4 前項の規定により提出させる入札書は、開札時刻までに到達したものに限り、これを受理する。

5 代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出させなければならない。

(入札の無効)

第109条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札

(2) 入札保証金を納付させる場合、入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札

(3) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札

(4) 同一の入札について、2人以上の入札者の代理人となった者の入札

- (5) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる入札
- (6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 記名押印を欠く入札（電子入札システムによる場合にあっては、電子証明書を取得していない者のした入札）
- (9) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

(落札通知)

第110条 契約権者は、落札者を決定したときは、直ちにその旨を落札者に通知しなければならない。

(再度公告入札)

第111条 契約権者は、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を締結しない場合においては、施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う場合を除き、更に公告して、一般競争入札に付することができる。

第2節 指名競争入札

(指名競争入札の参加者の資格)

第112条 施行令第167条の11第2項の規定による指名競争入札に参加する者に必要な資格は、市長が別に定める。

(指名競争入札の参加者の指名)

第113条 契約権者は、指名競争入札に付そうとするときは、別に定めるところにより、当該入札に参加することができる資格を有する者のうちから当該入札に参加させようとする者を3人以上指名しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

2 前項の規定により入札者を指名したときは、第103条第1項第1号及び第3号から第8号までに掲げる事項をその指名する者に通知しなければならない。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第114条 第101条第1項及び第104条から第110条までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。この場合において、第107条第3項中「第103条の規定による公告」とあるのは、「第113条第2項の規定による通知」と読み替えるものとする。

第3節 随意契約及び競り売り

(随意契約によることができる場合)

第115条 施行令第167条の2第1項第1号の規定により規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 130万円
- (2) 財産の買入れ 80万円
- (3) 物件の借入れ 40万円
- (4) 財産の売払い 30万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50万円

(特定の随意契約に係る手続)

第115条の2 施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規則で定める手続は、次に掲げるとおりとする。

(1) 契約を締結しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項について公表すること。

ア 契約の名称及び概要

イ 契約の相手方に必要な資格

ウ 契約の相手方の決定方法

エ 見積書の提出方法

オ 担当課室所名

カ アからオまでに掲げるもののほか、契約権者が必要と認める事項

(2) 契約を締結したときは、速やかに次に掲げる事項について公表すること。

ア 契約に係る物品又は役務の名称、数量等

イ 契約を締結した日

ウ 契約の相手方の氏名又は名称

エ 契約金額

オ 契約の相手方とした理由

カ 担当課室所名

キ アからカまでに掲げるもののほか、契約権者が必要と認める事項

2 前項各号の規定による公表は、インターネットの利用その他の方法により行う。

(見積書の徴取)

第116条 契約権者は、随意契約により契約しようとするときは、2人（次の各号のいずれかに該当する場合は、1人）以上の者から見積書を徴さなければならない。

(1) 契約の目的又は性質により契約の相手方が特定される時。

(2) 1件の契約金額が10万円未満の物品の購入、印刷製本又は修繕をする時。

2 前項の規定にかかわらず、郵便切手、郵便はがき、収入印紙等専売価格の定めがあるもの若しくは定期刊行物、法令集の追録等の購入又は契約の目的若しくは性質により見積書を徴し難いと認められる契約については、見積書を徴さないことができる。

(随意契約の予定価格)

第117条 契約権者は、随意契約により契約しようとするときは、第106条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、特に必要がないと認めるときは、予定価格調書の作成を省略することができる。

(競り売り)

第118条 契約権者は、競り売りをしようとするときは、職員を指定し、当該職員をして競り売りをさせなければならない。ただし、特に必要と認めるときは、職員以外の者から競り売り人を選び、職員を立ち合わせて競り売りを行うことができる。

2 第101条から第106条までの規定は、競り売りについて準用する。

第4節 契約の締結

(入札に付した契約の締結期間)

第119条 契約権者は、落札の通知を発した日から起算して5日以内（休日を含まな

い)に契約(議会の議決に付すべきものについては、仮契約。本条及び次条において同じ。)を締結しなければならない。ただし、落札者が契約の締結に応じられないやむを得ない事由があると認められる場合は、その期限を延長することができる。

2 契約権者は、落札者が前項の期間内に契約の締結に応じないときはその落札は効力を失う旨第103条の規定による公告又は第113条第2項の規定による通知において明らかにしなければならない。

(契約書の作成)

第120条 契約権者は、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成して、契約の相手方(以下「契約者」という。)とともに当該契約書に記名押印するものとする。ただし、契約の内容によりその記載事項の一部を省略することができる。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額
- (3) 履行期限又は期間
- (4) 契約保証金に関する事項
- (5) 契約履行の場所
- (6) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (7) 監督及び検査に関する事項
- (8) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金に関する事項
- (9) 危険負担に関する事項
- (10) かし担保責任に関する事項
- (11) 契約に関する紛争の解決方法
- (12) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、1件の金額が30万円(公有財産を購入する場合を除く。)を超えない契約については、契約書に代え、請書によることができる。

(契約書等の省略)

第121条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約書の作成及び請書を省略することができる。

- (1) 1件の金額が10万円を超えない随意契約をするとき。
- (2) 物品を売り払う場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物品を引き取るとき。
- (3) 官公署と契約をする場合において、契約書を作成する必要がないと認められるとき。
- (4) 競り売りに付するとき。
- (5) 市と用品購入単価契約をしている物品を購入するとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に契約書を作成する必要がないと認められるとき。

(議会の議決を必要とする契約)

第122条 契約権者は、由利本荘市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処

分に関する条例（平成17年由利本荘市条例第54号）の規定により、議会の議決を必要とする契約を締結しようとするときは、当該契約者と仮契約を締結し、当該仮契約書に議会の議決を得たときに本契約として成立する旨の文言を付記しなければならない。

2 契約権者は、前項に規定する契約の締結について議会の議決を得たときは、直ちにその旨を契約者に通知しなければならない。

（契約保証金）

第123条 契約権者は、契約を締結したときは、直ちに契約者をして、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

（1） 契約者が、保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

（2） 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

（3） 契約者が、過去2年間に市、国（公団等を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（4） 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

（5） 財産を売り払う契約を締結する場合において、売却代金が即納されるとき。

（6） 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（7） 契約金額が300万円未満の契約を締結したとき。

2 前項に規定する契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

（1） 第104条第2項各号に掲げる担保

（2） 保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「前払法」という。）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

3 第104条第3項の規定は、契約保証金について準用する。この場合において、同項第6号中「前項第6号」とあるのは、「前項第6号又は第123条第2項第2号」と読み替えるものとする。

（契約保証金の還付）

第124条 契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、契約者が契約を履行したとき、又は第127条の規定による契約の解約があったときは、直ちに還付するものとする。ただし、公有財産又は物品の売払いの契約において、契約保証金を売払代金に充当することにより、売払代金が完納されることとなり、かつ、契約者が契約上のその他の義務の履行を怠るおそれがないと認めるときは、契約保証金を売

払代金に充当することができる。

第125条 削除

(契約の変更等)

第126条 契約権者は、必要があると認めるときは契約者と協議し、又は契約者からその責めに帰することのできない事由により履行期限の延長の申出があったときはその内容を調査して、当該契約を変更することができる。

2 契約権者は、前項の規定により契約の内容を変更しようとするときは、速やかに、第120条から第122条までの規定による手続の例により変更契約書を作成し、又は変更請書を提出させなければならない。

3 契約権者は、契約者からその責に帰すべき事由により履行期限の延長の申出があったときは、その内容を調査し、やむを得ないと認めるときは、遅延利息を付し、当該期限の延長を承認することができる。

(契約の解約)

第127条 契約権者は、契約者からその責めに帰することのできない事由により契約の解約の申出があったときは、その内容を調査し、やむを得ないと認めるときは、当該契約を解約することができる。

(契約の解除)

第128条 契約権者は、契約の履行に当たり、契約者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、約定により当該契約を解除することができる。

(1) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(2) 契約者の責めに帰すべき事由により履行期限までに給付を完了する見込みがないとき。

(3) 監督又は検査に際し、監督又は検査に携わる職員の職務の執行を妨げたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、契約条項に違反する行為があったとき。

2 契約権者は、前項の規定により契約を解除しようとするときは、解除する理由を明らかにした文書をもって当該契約者にその旨を通知しなければならない。

第5節 契約の履行

(権利義務の譲渡禁止)

第129条 契約権者は、契約者をして、契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡させ、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめその内容を明らかにして市長の承認を得たときは、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第130条 契約権者は、契約者をして、契約の履行について、その全部又は大部分を一括して第三者に委任させ、又は請け負わさせてはならない。ただし、あらかじめその内容を明らかにして、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(部分払)

第131条 契約権者は、契約に基づく給付の既済部分又は既納部分に対しその完済又は完納前に代金の一部を支払う特約があるときは、工事、製造その他の請負契約にあつてはその既済部分に対する代価の10分の9、物件の買入契約にあつてはその既納部分に対する代価の範囲内において、部分払をすることができる。ただし、性質上可

分の工事、製造その他の請負契約に係る完済部分にあつてはその代価の全額までを支払うことができる。

2 工事の請負においては、既済部分（継続費又は債務負担行為に係る工事であつて2箇年度以上にわたるものにあつては、各年度の出来高予定額に対する当該年度の工事の既済部分）が次の各号に掲げる出来高となつた場合に部分払をすることができる。

(1) 次条の規定に基づく前払金を受けた工事 工事の既済部分が10分の5以上

(2) 次条の規定に基づく前払金を受けていない工事で契約金額が500万円以上の工事

ア 請負代金額が2千万円以下の工事

第1回の部分払 工事の既済部分が10分の3以上

第2回の部分払 工事の既済部分が10分の7以上

イ 請負代金額が2千万円を超える工事

第1回の部分払 工事の既済部分が10分の3以上

第2回の部分払 工事の既済部分が10分の5以上

第3回の部分払 工事の既済部分が10分の8以上

3 前項の場合において、既に前金払により当該代金の一部を前払しているときは、前項の額から、その額に契約金額に対する前払金額の割合を乗じて得た額を控除しなければならない。

(公共工事に要する経費の前金払)

第132条 契約権者は、契約者が保証事業会社と前払法第2条第5項に規定する保証契約を締結し当該保証契約書（以下「保証証書」という。）を寄託した場合は、約定により前金払をすることができる。

2 前項の規定による前払金は、契約金額が130万円以上の契約について、1,000円を単位として契約金額の10分の4以内とする。

3 第1項の規定により前金払をした場合において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものについては、当該工事に要する経費について前項の規定による前金払いのほか、1,000円を単位として、契約金額の10分の2以内の前金払をすることができる。

(1) 契約金額が1,000万円以上であること。

(2) 工期の2分の1を経過していること。

(3) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(4) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

4 前2項の規定による前払金の用途の範囲は、契約権者が必要と認めた経費に限る。

5 市の歳計現金保有状況等により、前払金を減少し、又は支払わないことができる。

6 前金払をした後に設計変更等の事由により契約金額を増額しても、前金払は増額しないものとする。ただし、当該契約金額の増額が著しく多額である場合で、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

7 契約権者は、第126条第1項又は第3項の規定により工期の変更をした場合には、

契約者をして直ちに前払金の保証契約を変更させ、変更後の保証証書を寄託させなければならない。前項ただし書の規定により前金払を増額しようとする場合においても同様とする。

(義務違反による前払金の返還)

第133条 契約権者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の規定による前払金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 契約者が前払金を当該公共工事以外の目的に使用したとき。
- (2) 契約者がその契約義務を履行しないとき。
- (3) 当該公共工事に係る契約を解約し、又は解除したとき。

第134条 削除

第6節 監督及び検査

(監督)

第135条 契約権者は、契約の適正な履行を確保するため、自ら又は職員に命じ、若しくは職員以外の者に委託して、必要な監督をしなければならない。

- 2 前項の規定により監督を行う者（以下「監督職員」という。）は、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、立会い、工程の管理、試験又は検査その他の方法により監督し、契約者に必要な指示をしなければならない。
- 3 監督職員は、監督をしたときは、その内容、指示した事項その他必要な事項を記録しておかなければならない。

(検査)

第136条 契約権者は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、自ら又は職員に命じ、若しくは職員以外の者に委託して、必要な検査をしなければならない。

- (1) 契約者が給付を完了したとき。
- (2) 部分払を行う必要があるとき。
- (3) 物件の一部の納入があったとき。
- (4) 給付の一部を使用しようとするとき。
- 2 前項の規定により検査を行う者（以下「検査職員」という。）は、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、必要に応じ当該契約に係る監督職員の立会いを求め、当該給付の内容について検査しなければならない。
- 3 前項の場合において、特に必要があると認めるときは、一部破壊若しくは分解又は試験をして検査を行うものとする。この場合において、検査又は復元に要する費用は当該契約者が負担する旨を契約書に明らかにしておかなければならない。
- 4 検査職員は、前3項の規定による検査の結果、契約の履行が不完全であると認めるときは、契約者に必要な措置をとることを求めなければならない。

(検査の立会い)

第137条 検査職員は、前条の規定により検査をしようとするときは、必要に応じ監督職員以外の職員の立会いを求めることができる。

(検査調書の作成)

第138条 検査職員は、第136条の規定により検査をしたときは、工事検査報告書（様式第67号（その1））又は検収調書（様式第67号（その2））を作成しなければ

ばならない。ただし、契約金額が30万円未満のものについては、関係帳票類に検査した旨を記録することにより、検査調書の作成を省略することができる。

(対価の支払い)

- 第139条 支出決定権者は、第136条の規定による検査に合格したものでなければ、当該契約に係る支出の手続をすることができない。
- 2 第127条又は第128条の規定により、契約を解約又は解除したときは、当該契約に基づく給付の既済部分又は既納部分で、検査に合格した部分に対する対価を支払うものとする。
 - 3 対価の一部について前金払又は部分払をしたものがあるときは、最終の対価の支払の際に、これを控除するものとする。